

令和7年11月10日

内閣府特命担当大臣 黄川田 仁志 様
(こども政策 少子化対策)

埼玉県知事 大野 元裕

保育士の処遇改善と人材確保の推進等に係る要望

埼玉県政の推進につきましては、日頃から格別の御支援と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

埼玉県では、「日本一暮らしやすい埼玉」の実現に向けて待機児童対策に取り組んでおり、保育士の確保が喫緊の課題となっておりますが、埼玉県の保育士の給与水準が近隣都県と比較して低く、保育人材の確保に大きな支障をきたしております。

また、物価高騰によって県内の保育所や放課後児童クラブ等の運営にも影響を及ぼしており、このような状況が続いた場合、サービスの低下につながりかねません。

こどもたちが将来にわたって幸せな生活ができる「こどもまんなか社会」を実現するため、こどもたちの健やかな成長を支えるための環境整備は今後ますます重要となっております。

つきましては、下記の要望事項について、特段の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 保育士の処遇改善と人材確保の推進

(1) 現状・課題等

保育士の人材確保を図るためには、保育士の処遇改善が重要であり、保育士給与の原資となる公定価格を適切な水準に設定する必要がある。

令和7年6月13日に閣議決定された『経済財政運営と改革の基本方針2025』では、保育の人材確保に向けて、公定価格の引き上げを始めとする処遇改善を進める方針が示されている。

公定価格の地域区分は、東京都の自治体と隣接する県内市との間で大きな差が生じているなど、地域の実情を十分に反映しておらず、本県の保育人材の確保に支障をきたしており、格差の解消が求められている。

そのような中、令和6年人事院勧告の内容が、保育の公定価格における地域区分及び支給割合にそのまま適用された場合、東京都の自治体との間でこれまで以上に格差が拡大又は支給割合が逆転することとなる。

(2) 要望項目

保育士給与の原資となる公定価格を適切な水準に設定すること。

また、保育の公定価格における地域区分の見直しに当たっては、国家公務員の地域手当に準拠するという考え方から脱却し、また、改定時期ありきで結論を出すことはせず、地方公共団体と丁寧に議論をするとともに、その意見を反映させること。

その際、東京都の自治体との格差及び地域の実情からの乖離が拡大しないよう、以下に挙げる事項を考慮するなど、地域の実情を十分に反映し、現在の水準を超える設定にすること。

- ・ 住民の県外就業率が高い地域については、就業先の地域区分及び支給割合との均衡や居住地の平均所得を考慮
- ・ 保育の運営に当たっては、不動産の賃借料等も含まれることから、不動産公示価格を考慮
- ・ 都道府県を超えた広域的な区分を考慮

2 朝のこどもの居場所づくり（朝の小1の壁の解消）について

(1) 現状・課題等

本県では、こどもの小学校入学に際して、保育所の預かり開始時間と小学校の登校時間の差により保護者等が仕事等を変更せざるを得ない状況になること、いわゆる朝の小1の壁の解消が必要であると認識している。県内の小1・小4の保護者向けのアンケート調査においても、「朝のこども

の居場所があれば利用したい」との意見が一定程度あり、ニーズが見込まれる。

本県では、令和7年度から「朝のこどもの居場所」のモデル事業を実施する市町村に対して、県単独事業で補助を実施しており、今後モデル事業の効果検証、課題整理等を行う。

今後、本格的に実施していくに当たり、国における財政措置が不可欠である。

(2) 要望項目

いわゆる「朝の小1の壁」を解消するため、小学校開始前の朝の時間にこどもを預かる場を整備する事業に対して財政措置を行うこと。

その際、放課後児童健全育成事業の補助制度を踏まえるなど、事業が継続的に実施できるようにすること。

3 1歳児配置改善加算の要件見直し及び物価高騰への対応について

(1) 現状・課題等

保育所等における1歳児の職員配置の改善を進めるため、公定価格の加算措置として令和7年度から創設された「1歳児配置改善加算」には、加算要件として、「(1) 処遇改善等加算区分1～3全てを取得している」、「(2) 業務においてICTの活用を進めている」、「(3) 施設・事業所の職員の平均経験年数が10年以上」を全て満たすことが課されている。

しかし、同様の加算措置である「3歳児配置改善加算」及び「4歳以上児配置改善加算」にはこれらの加算要件は課されておらず、「1歳児配置改善加算」のみ加算要件を課するのは不合理であり、撤廃すべきである。

中でも「(3) 施設・事業所の職員の平均経験年数が10年以上」を要件とすることは、新卒保育士や経験年数の短い潜在保育士の採用を敬遠する動きにつながる可能性があり、従来の方の保育士確保の方向性と整合が取れないばかりか、保育所等が自らの努力で短期間に改善することが困難である。このため、「1歳児配置改善加算」の要件のうち、「(3) 施設・事業所の職員の平均経験年数が10年以上」については、特に早期に撤廃する必要がある。

また、保育所や放課後児童クラブ等の運営費は公定価格や国庫補助によって定められているため、物価高騰等の際に利用者に価格転嫁をすることが難しく、価格高騰等の影響が長引いた場合、サービスの低下につながりかねない。

令和 7 年 6 月 13 日に閣議決定された『経済財政運営と改革の基本方針 2025』では、物価上昇が継続していることを踏まえ、足元の物価上昇に的確に対応できるような仕組みづくりを行う方針が示されている。

保育所や放課後児童クラブ等の安定した運営を図るため、諸物価の価格高騰を公定価格や補助基準額に反映し、継続的な対応を行う必要がある。

(2) 要望項目

「1 歳児配置改善加算」の加算要件について撤廃すること。中でも「施設・事業所の職員の平均経験年数が 10 年以上」については、特に早期に撤廃すること。

また、物価高騰分については、保育所や放課後児童クラブ等の安定的な運営を図るため、諸物価の価格高騰分を公定価格や補助基準額の改善若しくは別途補助を行う等、しっかりと対策を講ずること。

4 保育料の完全無償化の早期実現

(1) 現状・課題等

令和元年 10 月に 3 歳から 5 歳までの保育料が無償化されているが、0 歳から 2 歳については無償化されていないため、子育て世帯から保育料の負担軽減を求める声がある。

保育料の無償化は、全国どこに居住していても同様のニーズがあるが、一部の自治体においては、独自の保育料補助事業を実施しており、地域ごとに差が生じている。

こども基本法第 12 条において、「国は、こども施策に係る支援が、居住する地域等にかかわらず行われるようにするため、必要な措置を講ずる」とこととされている。また、同法第 16 条で、「政府は、こども大綱の定めるところにより、こども施策の幅広い展開その他のこども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよ

う努めなければならない」と規定されている。

保育料の無償化は、ナショナルミニマムとして国の財源と責任において実施するべきものとする。

(2) 要望項目

誰もが良質な保育等サービスを受けられるよう、0歳から2歳の保育料の完全無償化を早期に実現すること。

5 児童養護施設等職員の更なる処遇改善

(1) 現状・課題等

児童養護施設等では虐待やDVなどケアニーズの高い児童の入所が増え、個別的できめ細かな処遇が求められている。

しかし、職員の配置基準は十分な見直しには至っておらず、職員の負担が大きくなっている。

特に、児童養護施設等に付属する一時保護所の職員配置基準は、専任職員（児童指導員又は保育士）を2名及び管理宿直等職員（非常勤職員可）となっているが、専任職員2名及び非常勤職員では対応することが困難であり、本県の児童養護施設において、実際に多くの施設が専任職員を3名以上配置している。

職員の離職率は年々上昇しており、新たな採用も困難な状況が続いている。職員の負担軽減を図るため、職員の配置基準の見直し並びに措置費の人件費部分についての更なる改善及び人材確保策が必要である。

(2) 要望項目

児童養護施設等に付属する一時保護所の専任職員（児童指導員又は保育士）の配置を3名とすること。

児童養護施設等の養育の担い手である職員の過重な就労実態を改善するため、措置費の人件費部分についての更なる改善及び人材確保策を進めること。

6 次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金の見直し

(1) 現状・課題等

児童虐待相談対応件数の増加等に伴い、社会的養護等を必要とすることも依然として多い中、こどもができる限り良好な環境において養育されるよう、児童養護施設や乳児院等の環境整備が求められている。

また、待機児童を早期に解消するとともに、安全かつ安心な教育・保育環境を実現するため、計画的に保育所等の施設整備に取り組む必要がある。

そこで、国の次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金を活用し、社会的養護等を必要とするこどもの環境整備や保育所等の施設整備に取り組んでいるが、児童福祉施設の整備については、建設費の高騰により、工事契約における入札不調が発生するなど設置者の負担が大幅に増加している。そのため、交付金の見直しを行う必要がある。

(2) 要望項目

次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金は、建設費の高騰分を適切に反映した実態に即したものとすること。

7 こども等に対する公費負担医療制度の創設

(1) 現状・課題等

福祉医療（こども、重度心身障害児（者）、ひとり親家庭等）に対する医療費助成は全都道府県で実施されており、子育て環境の充実や、社会的に弱い立場にある人の支援に大きな役割を果たしている。

現在の医療費助成は地方単独事業であるため、各都道府県で受給者の基準や受給内容が異なっており、制度に不均衡が生じている。

本県は令和6年4月からこども医療費助成制度の対象年齢拡大と所得制限の撤廃を実施し、令和8年1月からは重度心身障害者医療費助成制度の対象に精神障害者保健福祉手帳2級所持者を追加する予定であるが、福祉医療費の助成は医療に関するセーフティーネットの役割を果たしており、本来、ナショナルミニマムとして国が統一的に実施するべきものである。

(2) 要望項目

こども、重度心身障害児（者）、ひとり親家庭等が安心して医療を受けられるよう、全国一律の福祉医療費助成制度を早急に創設すること。